3　都道府県知事は、第一項の確認をしないときは、同項の確認の申請の日から、原則として一月以内に、申請者である同項の新規中小企業者に対して、様式第五によりその旨を通知するものとする。

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認）

第十一条　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該特定新規中小企業者（第九条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限る。以下この号において同じ。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ　［略］

［削る］

［削る］

ロ　基準日（第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあっては、出資の履行をした日）又は当該株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、当該設立の日（当該特定新規中小企業者が第八条第五号ハに該当する会社である場合は、当該設立の日の属する年十二月三十一日）をいう。ニ及び第二号イからハまでにおいて同じ。）におけるその株主名簿

ハ　［略］

ニ　基準日の属する事業年度の直前事業年度（ホにおいて「基準事業年度」という。）における貸借対照表及び損益計算書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

ホ　基準事業年度の直前事業年度又は設立事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度における貸借対照表及び損益計算書（第八条第五号イ(1)に掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）

ヘ　第八条第五号ロ(1)又はハ(1)に規定する事業計画に係る事業計画書（事業概要及び経営者の略歴が記載されたものに限る。）（同号ロ(1)又はハ(1)に該当するものであることを証する場合に限る。）

ト　設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（第八条第五号ロ(2)に該当するものであることを証する場合に限る。）

チ　定款（会社法第四百六十六条の規定による変更をしていないものに限る。）（第八条第五号ハ及び第六号ハに掲げるもののいずれにも該当するものであることを証する場合に限る。）

リ　イからチまでに掲げるもののほか、参考となる書類

3　都道府県知事は、第一項の確認をしないときは、同項の確認の申請の日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の新規中小企業者に対して、様式第五によりその旨を通知するものとする。

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認）

第十一条　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該特定新規中小企業者（第九条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限る。以下この号において同じ。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　基準日（第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあっては、出資の履行をした日）又は当該株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、その成立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度（以下この条において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表及び損益計算書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

ハ　基準事業年度の直前事業年度又は設立後最初の事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度における貸借対照表及び損益計算書（第八条第一号イに掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）

ニ　基準日における株主名簿

ホ　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、参考となる書類